



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可
.....(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課).....一
- 公共測量の実施(三件)
.....(都市整備局都市基盤部調整課).....二
- 公共測量の終了(三件)
.....(同).....三
- 上壊汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)
.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....四
- 上壊汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除
.....(同).....四
- 上壊汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定
.....(同).....五
- 家畜人工授精師の登録
.....(産業労働局農業振興事務所振興課).....六
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出
.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....六

告示

●東京都告示第千八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十四年六月二十七日

- 一 施行者の名称 中野区 東京都知事 石原 慎太郎
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第三・三・百九号中野中央公園
- 三 事業施行期間 平成二十四年六月二十七日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
中野区中野四丁目地内
使用の部分
なし

●東京都告示第千八十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、あきる野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十四年六月二十七日

- 一 測量施行者 あきる野市 東京都知事 石原 慎太郎
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)
- 三 測量の区域 あきる野市地内
- 四 測量の期間 平成二十四年五月二十八日から同年八月二十九日まで

●東京都告示第千八十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十四年六月二十七日

- 一 測量施行者 大田区 東京都知事 石原 慎太郎
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 大田区平和島五丁目及び平和島六丁目各
地内
- 四 測量の期間 平成二十四年五月十四日から同年十二月六日まで

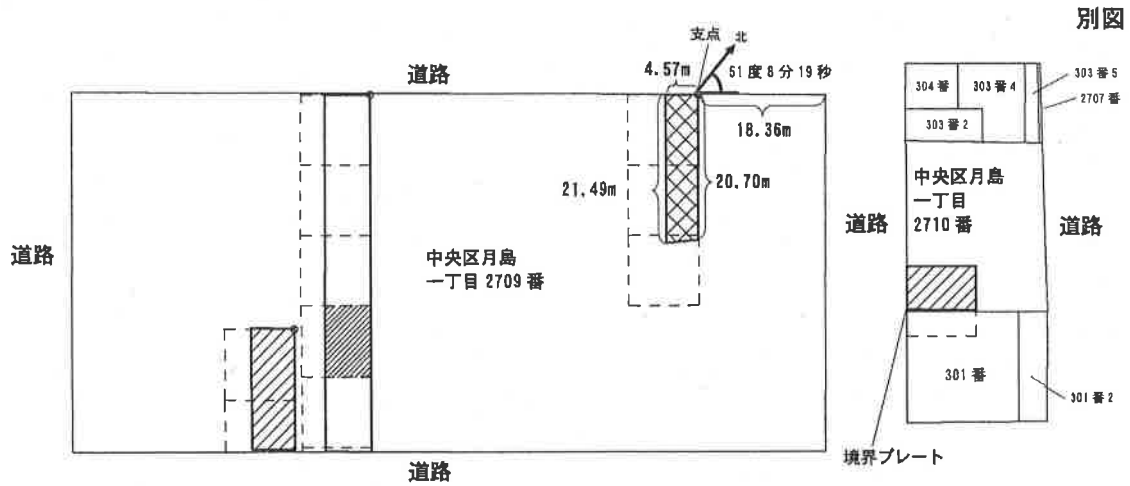
●東京都告示第千八十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十四年六月二十七日

- 一 測量施行者 大田区 東京都知事 石原 慎太郎
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 大田区中央一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十四年五月二十八日から平成二十五年三月二十二日まで

●東京都告示第千九十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に



【格子の回転角度：51度8分19秒】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支点は、中央区月島一丁目2709番の最北端より、道路境界線に沿って南西方向に18.36m移動した地点とする。

【凡例】

- 単位区画
- 隣接境界線
- 敷地境界線
- ▨ 平成24年東京都告示第814号による指定を解除する区域
- ▨ 形質変更時要届出区域 (平成24年東京都告示第814号により指定した区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域 (平成24年東京都告示第740号及び平成24年東京都告示第74号により指定した区域)

●東京都告示第九十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十七日

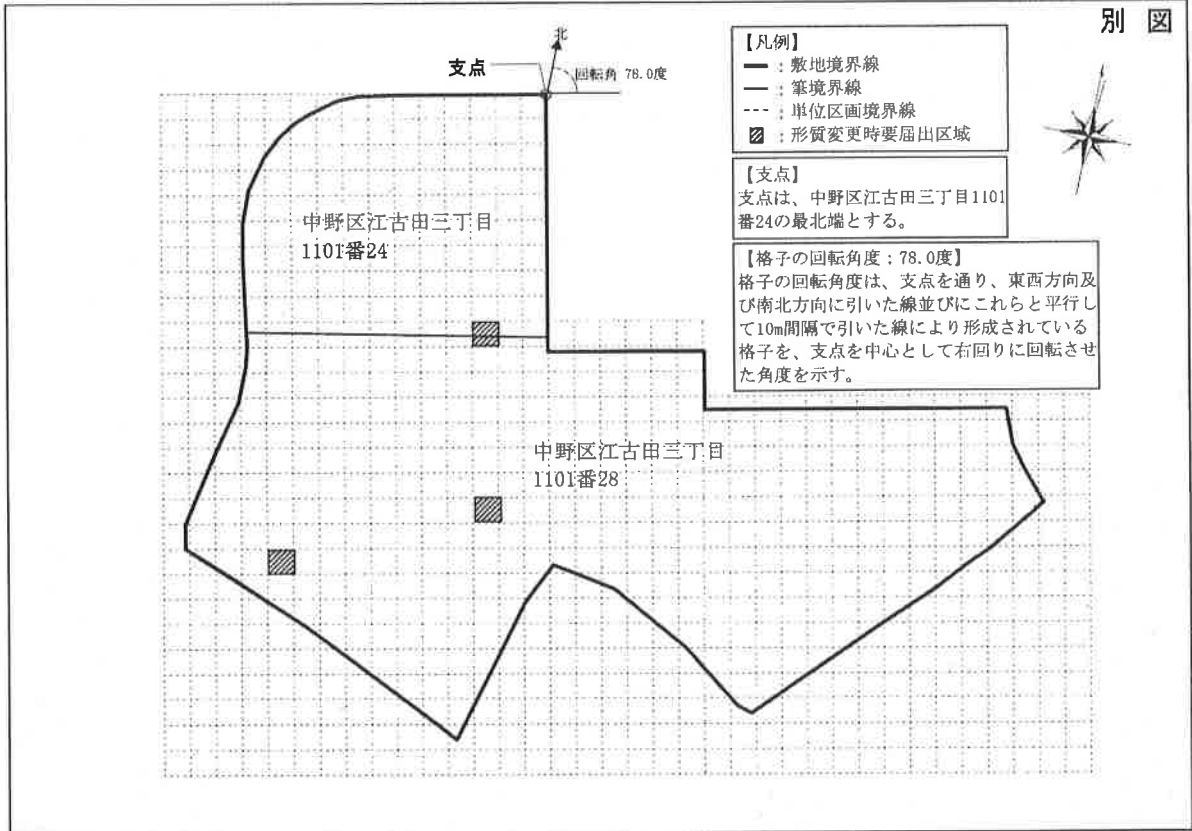
東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中野区江古田三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号都
 都
 郵便番号
 163-8001
 定価
 本号
 三〇円
 印刷所
 山浦印刷株式会社
 東京都文京区関口二丁目三九番一〇号
 電話 〇三(三三三)四七二一
 郵便番号
 112-0014

三〇円
 印刷所
 山浦印刷株式会社
 東京都文京区関口二丁目三九番一〇号
 電話 〇三(三三三)四七二一
 郵便番号
 112-0014

- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出
 ついて
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六
 条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出
 があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告す
 る。
- 平成二十四年六月二十七日
- 東京都知事 石原 慎太郎
- 一 店舗名 第一デパート
 二 店舗所在地 立川市曙町二丁目二番二十五号
 三 設置者名 株式会社サビアコーポレーション
 四 店舗面積の合計 平成二十四年五月十六日
 が千平方メートル
 以下となる日

公 告

●東京都告示第九十七号
 家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九
 十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師
 名簿に登録したので告示する。

平成二十四年六月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及
 び業務の別
 第一〇〇 平成二 清瀬市中 山下 豊 牛 家畜人工授精
 二四号 十四年 里六丁目 番地 牛 業務

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……(環境局環境改善部化学物質対策課)……五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……(同)……六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……八
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退、休止、廃止及び再開……(福祉保健局障害者施策推進部計画課)……九
- クリーニング師の研修の指定……(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……二〇
- 知事指定薬物の指定の失効……(福祉保健局健康安全全部業務課)……二〇
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……(同)……二〇

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……二
- 排水設備工事責任技術者資格試験の実施……(下水道局)……三

告 示

●東京都告示第九百九十五号
 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
 平成二十六年七月十日
 東京都知事 舩 添 要 一

- 一日時 平成二十六年七月二十二日 午後二時三十分
 - 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
 - 三 被聴聞者
 - (一) 商号 株式会社フィリアス
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 星 健
 - (三) 主たる事務 新宿区四谷三丁目八番地 所の所在地
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九二七四三号
 - (五) 免許年月日 平成二十三年三月四日
- 東京都告示第九百九十六号
 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、都営村山団地(後

期)建替事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたと、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十六年七月十日
 東京都知事 舩 添 要 一

- 一 事業段階関係地域の範囲
 - 武蔵村山市 緑が丘、神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明四丁目、中藤五丁目、学園二丁目、学園三丁目、学園四丁目、学園五丁目、大南一丁目、大南二丁目、大南三丁目、大南四丁目及び大南五丁目の区域
 - 東大和市 芋窪三丁目、芋窪四丁目、芋窪五丁目、芋窪六丁目、蔵敷二丁目、蔵敷三丁目、上北台一丁目、上北台二丁目、上北台三丁目、立野一丁目、立野二丁目、立野三丁目、立野四丁目、桜が丘二丁目、桜が丘三丁目及び桜が丘四丁目の区域
 - 立川市 柏町五丁目、砂川町七丁目及び砂川町八丁目の区域
- 二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 東京都 東京都知事 舩 添 要 一
 - 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 三 対象事業の名称及び種類
 - 都営村山団地(後期)建替事業
 - 住宅団地の新設
- 四 対象事業の内容の概略
 - 対象事業は、昭和三十九年度から昭和四十一年度まで

●東京都告示第九百九十七号

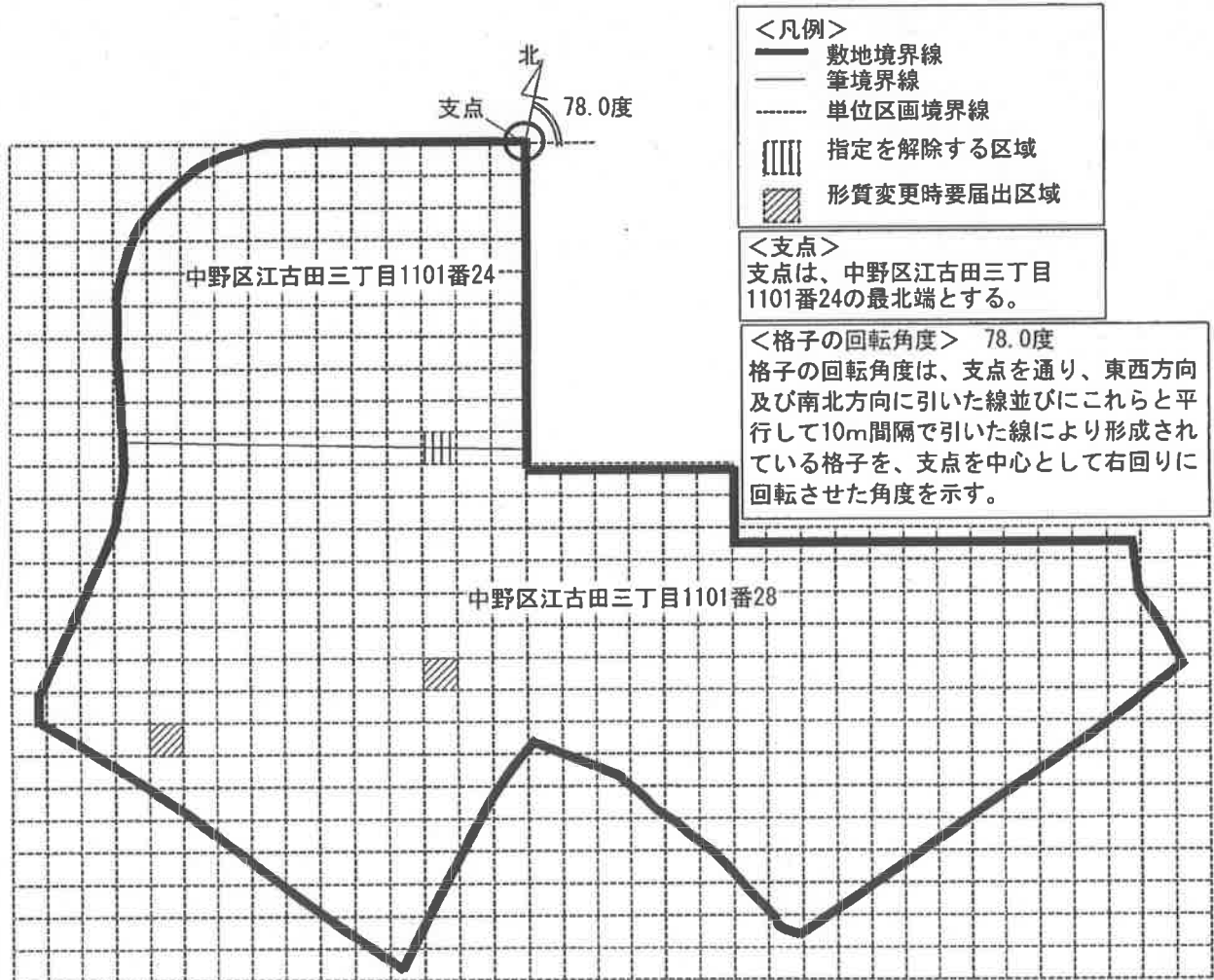
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第九十九六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（中野区江古田三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



<凡例>

- 敷地境界線
- 筆境界線
- - - 単位区画境界線
- ||||| 指定を解除する区域
- //// 形質変更時要届出区域

<支点>
 支点は、中野区江古田三丁目1101番24の最北端とする。

<格子の回転角度> 78.0度
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

中野区江古田三丁目1101番24

中野区江古田三丁目1101番28